

社会福祉法人 栗栖の荘 役員名簿等

： 自 令和7年6月11日 至 令和8年会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時

役職名	氏 名	職 業	備 考 (親族等特別関係の有無)
理事長	小 林 多 聞	(養護)栗栖の荘 施 設 長	有 (小林理事の叔父)
理 事	山 本 佳 子	情報サービス会社 嘱 託 社 員	無
理 事	家 納 智 鶴 子	ピ ア ノ 講 師 音 楽 療 法 士	無
理 事	田 原 光 宏	理 学 療 法 士	無
理 事	服 部 紀 子	居 宅 介 護 事 業 所 所 長	無
理 事	小 林 理 人	(特養)栗栖の荘 施 設 長	有 (理事長の甥)
監 事	家 納 秀 樹	市 社 協 (元) 事務局次長	無
監 事	山 下 廣 志		無

自 令和7年6月11日 至 令和10年会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時

役職名	氏 名	職 業	備 考 (親族等特別関係の有無)
評議員	石 田 栄 子		無
評議員	菅 野 弘 子		無
評議員	吉 本 和 子		無
評議員	菅 野 收	司 法 書 士	無
評議員	千 葉 幸 宏		無
評議員	村 上 秀 樹		無
評議員	岸 徹	市 社 協 職 員	無

自 令和7年6月11日 至 令和10年会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時

役職名	氏 名	職 業	備 考 (親族等特別関係の有無)
評議員選任 ・ 解任委員	香 山 三 郎		無 (外部委員)
評議員選任 ・ 解任委員	木 南 義 孝		無 (外部委員)
評議員選任 ・ 解任委員	家 納 秀 樹		無 (監事)
評議員選任 ・ 解任委員	西 垣 洋 明	看護居宅介護事業所 所 長	無 (事務局員)

社会福祉法人 栗栖の荘 役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗栖の荘（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第2条 役員等が理事会又は評議員会等に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支給することができる。

(理事及び評議員の報酬)

第3条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービス事業（以下「事業」という。）の運営のために業務を行った場合には、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人業務及び事業の運営のために業務を行った場合には、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び事業の運営のために業務を行った場合には、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査する業務を行った場合には、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のために出張する場合には、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する理事等には、この規程は適用しない。

(改 正)

第7条 この規程は、評議員会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日より全面改正し、施行する。

別表 1（第 2 条関係）

名 称	報 酬	旅 費
理 事 会 出 席 報 酬 等	5,000 円	旅費規程による
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	5,000 円	旅費規程による
評議員選任・解任委員会報酬等	5,000 円	旅費規程による

別表 2（第 3 条及び第 4 条関係）

名 称	報 酬	旅 費
理 事 長 業 務 報 酬	5,000 円	旅費規程による
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円	旅費規程による
監 事 監 査 指 導 報 酬 等	5,000 円	旅費規程による

別表 3（第 5 条関係）

名 称	報 酬	旅 費
報 酬 及 び 旅 費	5,000 円	旅費規程による